

熊本市居宅介護支援事業者協議会会則

(設 置)

第1条 熊本市における居宅介護支援事業の円滑な推進に資するため、熊本市居宅介護支援事業者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 協議会は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定められる居宅介護支援事業者の重要な役割に鑑み、在宅要介護者等への適切な介護サービス計画の作成及び居宅介護支援事業の公正な運営等に関して、協議、研究等を行うとともに、会員及び関係機関の相互の連絡協調を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 介護サービス計画作成に関すること。
- (2) 要介護認定調査その他介護保険に関すること。
- (3) 介護支援専門員に関すること。
- (4) 居宅介護支援事業者の運営に関すること。
- (5) その他本協議会の目的達成に必要なこと。

(会 員)

第4条 協議会の会員は、熊本市内に拠点をもつ指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業者とし、会費の納入をもって会員とする。

(役員の数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 会長、副会長、理事及び監事は、会員の互選により定める。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は協議会の円滑な運営のために協議する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(任 期)

第7条 会長、副会長、理事及び監事の任期は1年とし再任を妨げない。

2 欠員の場合は役員会で推薦し、補欠の役員の任期は、前任の者の残任期間をもって充てる。

(報 酬)

第8条 役員は全て無報酬とする。

(役員会)

第9条 協議会に役員会を設置し、第5条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

3 役員会は、協議会の運営に関する事項を決するものとする。

4 役員会は、役員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

(総 会)

第10条 協議会の総会は会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

2 会長は、必要と認めるときは、総会に関係機関等の出席を求めることができる。

3 次に掲げる事項は、総会において議決するものとする。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) その他、役員会が必要と認めた事項

4 協議会の総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

この場合において、総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第11条 協議会は次の会議を開催する。

(1) 役員会 月1回程度

(2) 総 会 年1回

(3) 研修会 必要に応じ随時開催

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ臨時的に会議を開催することができる。

(部 会)

第12条 協議会に部会を設置する。

(1) 介護サービス計画に関する部会

(2) 居宅介護支援事業の運営に関する部会

(3) その他役員会が必要と認めた部会

2 部会に部会長を置き、部会に属する会員の互選により定める。

3 部会は部会長が招集し、議長は部会長がこれに充たる。

4 各部会に各区役所別に分会を設けることができるものとし、必要に応じて開催するものとする。

(熊本市の協力)

第 13 条 協議会の運営等にあたり、熊本市は必要な協力を行うものとする。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務局は、会長の所属する居宅介護支援事業所に置く。

(協議会の経費)

第 15 条 協議会の経費は会員の会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 16 条 会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この会則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は平成 18 年 6 月 11 日から施行する。